# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年６月29日 |
| 【会社名】 | 神栄株式会社 |
| 【英訳名】 | SHINYEI KAISHA |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　小　野　　耕　司 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市中央区京町77番地の１ |
| 【電話番号】 | 078－392－6901 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　経理・財務部長　中　西　　徹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神戸市中央区京町77番地の１ |
| 【電話番号】 | 078－392－6901 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員　経理・財務部長　中　西　　徹 |
| 【縦覧に供する場所】 | 神栄株式会社　東京支店<br>(東京都港区港南一丁目６番41号　品川クリスタルスクエア内)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町２番１号) |

## 1【提出理由】

平成29年６月28日開催の当社第149回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月28日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

イ　配当財産の種類

金銭

ロ　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　金５円　　配当総額　188,386,145円

ハ　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日

第２号議案　株式併合の件

イ　併合する株式の種類および割合

当社普通株式につき、10株を１株に併合

ロ　株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

ハ　効力発生日における発行可能株式総数

1,200万株

第３号議案　定款一部変更の件

平成29年10月１日をもって、現行定款第６条に定める発行可能株式総数を１億２千万株から1,200万株に変更するとともに、現行定款第８条に定める当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

第４号議案　取締役７名選任の件

取締役として小野　耕司、赤澤　秀朗、髙田　清、奥村　聡、中川　太郎、萩尾　千里および佐藤　雄一を選任する。

第５号議案　監査役１名選任の件

監査役として田中　敏彦を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 決議の結果 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 賛成比率 | 可否 |
| 第１号議案 | 29,432個 | 48個 | 0個 | 98.7% | 可決 |
| 第２号議案 | 29,399個 | 81個 | 0個 | 98.6% | 可決 |
| 第３号議案 | 29,397個 | 83個 | 0個 | 98.6% | 可決 |
| 第４号議案 | | | | | |
| 小野　耕司 | 29,367個 | 113個 | 0個 | 98.5% | 可決 |
| 赤澤　秀朗 | 29,395個 | 85個 | 0個 | 98.6% | 可決 |
| 髙田　　清 | 29,399個 | 81個 | 0個 | 98.6% | 可決 |
| 奥村　　聡 | 29,400個 | 80個 | 0個 | 98.6% | 可決 |
| 中川　太郎 | 29,400個 | 80個 | 0個 | 98.6% | 可決 |
| 萩尾　千里 | 29,399個 | 81個 | 0個 | 98.6% | 可決 |
| 佐藤　雄一 | 29,367個 | 113個 | 0個 | 98.5% | 可決 |
| 第５号議案 | 28,833個 | 647個 | 0個 | 96.7% | 可決 |

(注)　各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
・第１号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
・第２号議案および第３号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
・第４号議案および第５号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。